

入札及び契約の適正な実施についての対応状況について（法人からの報告）

独立行政法人国際観光振興機構

Ⅰ 契約に係る規程類、体制の整備状況について	
1. 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備状況	
独立行政法人国際観光振興機構が締結する売買、賃借等契約に関する取り扱いについて必要な事項を定めた「独立行政法人国際観光振興機構契約事務実施細則」を規定している。	
2. 契約事務に係る執行体制（内部審査体制、第3者による審査体制）の整備状況	
監事による監査を行っている。	
3. 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況、目標達成に向けた具体的取組状況（進捗していない場合はその理由も付記）	
業務実績報告書12ページにおいて記載済み。	
Ⅱ 個々の契約における監事等のチェックについて	
1. 監事や入札監視委員会などのチェックプロセスの状況（チェック体制、抽出方法、抽出件数、個別・具体的チェック方法等）	
監事による書面監査を行っている。	
2. 監事や入札監視委員会などによる具体的なチェック状況	
監事による監査では、契約の締結及び執行の状況について、特段の指摘事項は無く、適切に執行されている旨の報告を受けているところ。	

入札及び契約の適正な実施についての対応状況について（評価結果）

独立行政法人国際観光振興機構

I 契約に係る規程類、体制の整備状況について
1. 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性についての評価
契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程を定め、適切な内容であると評価。
2. 契約事務に係る執行体制（内部審査体制、第3者による審査体制）についての評価
監事による監査を行っており、適切であると評価。
3. 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況、目標達成に向けた具体的取組状況についての評価
平成19年度評価調書に記載済み。
II 個々の契約に係る評価
随意契約見直しを含む入札及び契約の適正な実施について、監事により適正なチェックが行われていると評価。